

# 精神・発達障害者 しごとサポーター養成講座

**開催会場** 藤沢市役所本庁舎 8-1・2 会議室  
(藤沢市朝日町1-1)

**開催日時** 令和8年12月7日(月)  
14時00分～16時00分  
(13時30分～受付)



**申込開始** 令和8年11月9日(月) 8時30分～  
※申込方法等は裏面をご覧ください。

**定員** 40名 ※受講料は無料

## 【養成講座概要】

- ◆ 内容 : 「精神疾患(発達障害を含む)の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント(コミュニケーション方法)」等について
- ◆ メリット : 精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆ 受講対象 : 企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。  
※現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。  
※国・地方公共団体を除く。



## 【ご注意ください】

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

## 【申込方法等】

☆お申込みは、11月9日（月）8時30分以降、神奈川労働局ホームページ（URL：[https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/news\\_topics/topics/2026\\_sc.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/news_topics/topics/2026_sc.html)）よりお申込みください。

なお、定員数に到達次第、締め切らせていただきます。



★複数人数でお申込みの場合、より多くの事業所の方に受講いただくため、人数調整をさせていただく場合がありますので、予めご承知おきください。

☆お申込み時点で定員に達している場合や開催を中止する場合にはご連絡させていただく場合があります。

★お申込みの際に入力いただいた個人情報は、本講座以外の目的には使用しません。



## 【出前講座について】

ハローワークから講師が事業所に出向き、しごとサポーター養成講座を実施します。

事業所の所在地を管轄するハローワークにお申込みいただきます。

出前講座の詳細や管轄ハローワークはこちらをご覧ください。

（URL：[https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/news\\_topics/topics/20170804\\_00005.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/news_topics/topics/20170804_00005.html)）



## 【問い合わせ先】

神奈川労働局 職業安定部 職業対策課 電話045(650)2801/FAX045(650)2805

## 【会場案内図】



定員 40名

※受講料は無料



※ ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。